

東京医科歯科大学医学部附属病院

クオリティ・マネジメント・センター規則

〔平成27年3月31日〕
規則第89号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院クオリティ・マネジメント・センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 センターは、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、診療関連情報を一元的に収集・分析・評価し院内に臨床指標および病院組織マネジメントに資する情報を提供することで、医療の質保証および病院経営に寄与することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 関連各部門からの診療関連情報の収集と分析・評価に関すること
- (2) PDCA 医療クオリティマネージャー養成に関すること
- (3) 臨床指標の策定および診療部門への臨床指標の計測結果の提供に関すること
- (4) 医療安全管理部および感染制御部と連携した医療の質の維持・向上の活動に関すること
- (5) その他、医療の質保証に関すること

（職員及び職務）

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 教員
 - (4) データ・アナリスト
 - (5) その他必要な職員
- 2 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。
- 4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 6 教員は、センター長の命を受け、教育プログラムに関する業務を分掌する。
- 7 データ・アナリストは、センター長の命を受け、統計に関する業務を分掌する。
- 8 その他必要な職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 センター長及び副センター長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

4 センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、教員、データ・アナリストについて、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(雑則)

第6条 センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。

2 この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日規則第157号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。